

兼業・副業人材活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兼業・副業人材活用事業を実施する際の経費の一部を補助することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 備後圏域 広島県及び岡山県に所在する6市2町（福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市）をいう。
- (2) 市内中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する要件に該当する中小企業のうち、福山市内に本社を有する企業をいう。
- (3) 兼業・副業人材 専門的な知見やスキル等を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者をいう。
- (4) 兼業・副業人材活用事業 備後圏域外に居住する兼業・副業人材が市内中小企業の所在場所等を訪れて業務に従事し、兼業・副業人材が持つ専門的な知見やスキル等を活用し、生産性の向上や新商品開発など企業課題の解決や経営の高度化に取り組むことをいう。

(補助対象者)

第3条 兼業・副業人材活用事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内中小企業であって、兼業・副業人材活用事業を実施しようとする者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (3) 兼業・副業人材活用事業を実施する際に要する経費について、国、県、市その他の団体が実施する他の制度の補助を受けていない者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、交付決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から交付決定日が属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、兼業・副業人材活用事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）とし、活用する兼業・副業人材1人につき、100,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「補助金交付申請書」(様式第1号)に「事業計画書兼収支予算書」(様式第2号)及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 兼業・副業人材の居住地が備後圏域外であることを証する書類(運転免許証等の写し)
- (2) 兼業・副業人材の業務委託契約等を証する書類(契約書等の写し)
- (3) 申請者の会社概要がわかる書類(会社案内、パンフレットなど)
- (4) 申請者の旅費支給規定等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、交付決定日が属する年度とその翌年度の2か年度に限ることとし、対象経費として計上可能な兼業・副業人材は当該2か年度で最大2名までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その審査を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行い、「補助金交付決定通知書」(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(責務等)

第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 兼業・副業人材が本市に訪れた際に本市の魅力を体験できるよう、本市の地域資源やワークショップ等に係る情報を兼業・副業人材に提供すること。
- (2) 市長の求めに応じて、兼業・副業人材活用事業の進捗を報告すること。
- (3) 本市のホームページやSNS、広報誌その他の情報媒体を活用した兼業・副業人材活用事業の事例のPRに協力すること。

2 市長は、福山市補助金交付規則第14条第1項に定めるもののほか、補助金交付決定者が前項に掲げる事項を行わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業計画等変更の申請)

第10条 補助金交付決定者は、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」(様式第4号)に「変更収支予算書」(様式第5号)を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ、補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合は、この限りではない。

2 計画の変更により補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は、当初交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金交付決定を取り消すものとする。

（事業報告書の提出及び補助金の請求）

第12条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は交付決定日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、「事業報告書」（様式第6号）及び「収支決算書」（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 兼業・副業人材へ支給した経費を証する書類（合計額と内訳がわかるもの）
- (3) 事業内容報告書（様式第8号）
- (4) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定により提出された事業報告書について、その内容を審査し、適合すると認めるときは、「補助金交付額確定通知書」（様式第9号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

3 補助金交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金交付決定者が偽りその他不正により補助金の交付を受けたときは、その者から本補助金を返還させることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）7月 1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

対象経費	内容
交通費	鉄道等の公共交通運賃及び自動車等利用時の燃料費，高速道路等使用料，レンタカー代等の移動に要する経費
滞在費	市内の宿泊施設に宿泊する経費
	短期的に賃貸住宅等を借り上げるために要する経費
移転費	引越し代等の滞在のための移転に要する経費
オフィス利用料	コワーキングスペースやサテライトオフィスの利用料
その他市長が対象経費として 適当と認める経費	上記のほか，兼業・副業人材活用事業を実施するために，特に必要と認められる経費